

# 特定自主検査者・実務研修のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

## 特定自主検査者の実務研修について

労働安全衛生法で定められた特定自主検査の検査者には、当協会等で実施された検査者資格取得研修（事業内検査者資格及び検査業所属検査者資格）によって検査者資格を与えられた者（以下「検査者研修による有資格者」という。）以外に、厚生労働大臣の定めにより特定自主検査者の資格を与えられる者（以下「検査者研修によらない有資格者」という。）がいます。

しかし、後者は、特定自主検査者として必要な知識や技能要件の内、大きな柱である「特定自主検査制度と関係法令に関する知識」、「特定自主検査及び検査機器に関する知識」、「特定自主検査項目を漏れなく正確に行うために必要な、記録表の適切な記入に関する知識」等については、必ずしも、系統立てて勉強をする機会があったとは言えません。

当協会としては、労働者の安全を守るうえで重要な役割を担っている特定自主検査を、より確かで信頼されるものとするために、検査者研修によらない有資格者を主体に、記録表の適切な作成の仕方を柱として上記の知識等を系統立てて勉強するための実務研修を行っています。

以下に、(社)建設荷役車両安全技術協会（以下「<sup>ケンキョウ</sup>建荷協」という）が実施する実務研修の内容及び受講手続き等について説明します。

## 1 特定自主検査の対象機械

区 分	機械の種類	対 象 機 械
1 車両系荷役運搬機械	イ フォークリフト	フォークリフト
	ロ 不整地運搬車	不整地運搬車
2 車両系建設機械	ハ 整地・運搬・積込み、掘削用及び解体用機械	① ブル・ドーザー                      ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー            ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル            ⑩ クラムシェル ④ ずり積機                            ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー                        ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー            ⑬ ブレーカー等 ⑦ パワー・ショベル
	ニ 基礎工用機械	① くい打機・くい抜機 { ディーゼルバイルドライバー、油圧バイルドライバー } 振動バイルドライバー ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る） ⑤ アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等
	ホ 締固め用機械	ロローラー 等 { 含む、ロードローラー、タイヤローラー } 振動ローラー、ハンドガイドローラー
	ヘ コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3 高所作業車	ト 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

## 2 研修の対象者

### (A) 検査者研修によらない有資格者

(下表○印は事業内検査者、◎は検査業所属検査者)

他の法令による 取得済み資格		特定自主検査 対象機械の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械			
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械	基礎工事用機械	締固め用機械	
厚生労働大臣が定める者	職業能力開発促進法 (旧職業訓練法)	運輸装置科又は産業機械工学科の指導員訓練修了者	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械整備科の訓練修了者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
	建設業法	建設機械施工技術検定1級合格者	—	○	○	○	○	
		2級合格者	第1種	—	○	○	—	—
			第2種	—	○	○	—	—
			第3種	—	○	○	—	—
			第4種	—	○	—	—	○
			第5種	—	○	—	—	—
第6種	—		○	—	○	—		

### (B) 検査者研修による有資格者

当協会等で実施された検査者資格取得研修（事業内検査者資格及び検査業所属検査者資格）によって車両系荷役運搬機械（フォークリフト、不整地運搬車）、車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリートポンプ車）及び高所作業車の検査者資格を与えられた者。

## 3 研修の種類と対象者

研修の種類		対 象 者
記号	名 称	
A	記録表作成 Aコース	検査者研修によらない有資格者で、特定自主検査の業務に従事している者、又はしようとする者。
B	記録表作成 Bコース	検査者研修による有資格者で、特定自主検査記録表をより確か信頼されるものとする為の確認や復習を希望する者。

#### 4 研修の内容と研修時間

科 目	範 囲		時 間 (Hr)
	記録表作成 Aコース	記録表作成 Bコース	
特定自主検査と補修に関する知識	特定自主検査と補修の基礎的事項 (特定自主検査の業務を新規に認識する。)	特定自主検査と補修の基礎的事項 (特定自主検査の業務を再認識する。)	1.0
法令と災害事例	関係法令と災害事例	同 左	1.0
検査及び検査機器に関する知識	(1) フォークリフト、不整地運搬車及び車両系建設機械(除くコンクリートポンプ車)の定期自主検査指針 (2) 特定自主検査の検査機器及びその使用方法 (3) 検査記録表の記入要領	(1) フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車の定期自主検査指針 (2) 同 左 (3) 同 左	1.5
記録表記入演習	付与された資格に該当する機械についての、記録表の記入演習	同 左	2.5
合 計 時 間			6.0

(注意) 教育時間は最低時間を示します。

#### 5 研修受講料 (記録表作成Aコース、Bコース共通)

機 械 の 種 類	受 講 料			
	会 員		一 般	
イ フォークリフト	11,408	*543	13,167	*628
ロ 整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械	12,475	*595	14,795	*706
ハ 基礎工事用機械	12,475	*595	14,795	*706
ニ 締固め用機械	12,107	*577	14,217	*678
ホ コンクリートポンプ車	12,107	*5,77	14,217	*678
ヘ 高所作業車	11,634	*554	13,503	*644

- (注) ① 上記受講料には、テキスト代及び消費税5% (表中\*印) が含まれています。  
 ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。  
 ④ 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

## 6 研修の受講手続き

実務研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、最寄りの建荷協・支部に申込みを行ってください。

- (1) 特定自主検査者実務研修受講申込書。(様式92号)
- (2) 特定自主検査者の資格を証明する修了証又は証書の写し。

(注意) 事業主は、上記写しの表面又は裏面余白欄に、原本と相違ないことを証明捺印のこと。

前記申込みを頂いた方は、建荷協・支部より「特定自主検査者・実務研修受講票」(様式94号)が送付されますので、それに従って受講してください。

## 7 研修修了証の発行

実務研修を受講・修了された方は、実務研修を受講した証として当該機械に関する修了証が発行されます。

問い合わせ先

平成18年2月作成